

令和3年(2021年)第1回ニセコ町議会臨時会

令和3年(2021年)1月26日(火曜日)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 承認第 1号 専決処分した事件の承認について
(令和2年度ニセコ町一般会計補正予算)
- 5 議案第 1号 令和2年度ニセコ町一般会計補正予算

○出席議員(10名)

1番 篠原正男	2番 木下裕三
3番 高瀬浩樹	4番 榊原龍弥
5番 斉藤うめ子	6番 浜本和彦
7番 小松弘幸	8番 高木直良
9番 青羽雄士	10番 猪狩一郎

○欠席議員(0名)

○出席説明員

町長	片山健也
副町長	山本契太
総務課長	阿部信幸
企画環境課参事	柏木邦子
保健福祉課長	桜井幸則
商工観光課長	福村一広
総務係長	馬淵淳
財政係長	島崎貴義
教育長	片岡辰三
学校教育課長	佐藤寛樹

○出席事務局職員

事務局長	佐竹祐子
書記	佐藤秀美

◎開会の宣告

○議長（猪狩一郎君） ただいまの出席議員は10名です。

定足数に達しておりますので、これより令和3年第1回ニセコ町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（猪狩一郎君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（猪狩一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において4番、榊原龍弥君、5番、斉藤うめ子君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（猪狩一郎君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日1日間と決しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（猪狩一郎君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、山本契太君、総務課長、阿部信幸君、企画環境課参事、柏木邦子君、保健福祉課長、桜井幸則君、商工観光課長、福村一広君、総務係長、馬淵淳君、財政係長、島崎貴義君、教育長、片岡辰三君、町民学習課長、佐藤寛樹君、以上の諸君です。

以上をもって諸般の報告を終わります。

◎日程第4 承認第1号

○議長（猪狩一郎君） 日程第4、承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和2年度ニセコ町一般会計補正予算）の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） それでは、日程第4、承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和2年度ニセコ町一般会計補正予算）の説明をいたします。

横長の議案の1ページになります。承認第1号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和2年度ニセコ町一般会計補正予算の専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。

令和3年1月26日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページにいきまして、3ページでございますが、これは令和3年1月7日付けの専決処分書でございます。それから、次のページでございます。5ページ目ということになります。令和2年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和2年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,171万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億9,472万8,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年1月7日、ニセコ町長、片山健也。

次のページ、6ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算の予算補正の歳入が6ページ、歳出を7ページに載せてございます。

8ページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳入を載せてございます。9ページに歳出を載せてございます。今回の補正額の合計につきましては、1,171万円の財源につきましては、国、道支出金が250万円、一般財源が921万円でございます。

説明の都合上、歳出からご説明をいたします。13ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、22目新型コロナウイルス特別対策費、18節負担金補助及び交付金の消費喚起プレミアム商品券発行事業補助1,171万円。これについてですが、令和2年10月10日から販売しているプレミアム付商品券については、これまで2次発行まで実施をしてきましたが、周知の効果、それから年末のGo Toトラベルが2月7日まで停止措置となったなどのことから、1月上旬にはこの2次までの発行については完売の見込みとなりました。一方で、Go Toトラベル停止の影響や国の緊急事態宣言により、宿泊者数が激減する見込みとなったことから、宿泊事業者支援のため、第3次プレミアム付商品券を急遽5,000冊増刷するということといたしました。なお、この第3次プレミアム付商品券は、販売それから使用期限を3月14日までとし、2月末までの換金分については北海道の支援を受けるかたちとして処理し、3月以降の換金分は町単独費として実施をいたします。また、商品券はこれまで同様に1冊の額面が6,500円のを5,000円で販売し、プレミアム率は30%ですが、今回は希望する宿泊事業者のみでの販売で、観光客をメインとした販売となります。この他、事業の詳細につきましては、大きな文字で補正資料と書かれました資料の1ページを後ほどご覧いただきたく存じます。

続いて、歳入について、10ページをお開きください。まず、16款道支出金、2項道補助金、5目商工費道補助金、1節商工費補助金のプレミアム付商品券発行支援事業費補助金について、250万円を計上

しております。プレミアム商品券発行事業について、北海道から財源となるプレミアム率10%分の追加支援の承諾が得られたことから補正するものでございます。

次のページ、11ページ。19款繰入金、1項基金繰入金、1目1節の財政調整基金繰入金についてでございます。本町における新型コロナウイルス緊急対策事業の財源不足分として、財政調整基金繰入金を900万円補正計上いたします。なお、今回を含む財政調整基金繰入金の補正計上額は、8,000万円となっております。

続きまして、次のページの12ページ。20款、1項1目繰越金、1節の前年度繰越金について。歳入歳出の均衡を図るため、前年度繰越金を21万円計上いたします。

承認第1号については以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、議事の都合により、10時15分まで休憩いたします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時13分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和2年度ニセコ町一般会計補正予算）の質疑に入ります。質疑はありますか。

高木議員。

○8番（高木直良君） 今回、追加発行ということで、この発行によって、事業者・宿泊事業者に対する支援につなげようという趣旨については理解いたします。今回、道の承認を得て追加発行、それから、使用期限が当初2月7日、これに対しては3月14日までという事で延長していただいたということについては、その効果を発揮する意味で、妥当だというふうに思います。それでお尋ねいたします。プレミアム商品券、町民向けにつきましては2月7日までに使用してくださいということで発行いたしました。今回、対象者は宿泊者を中心ということでありませうけれども、現在、町民の方もまだ使用しないでお持ちの方もいらっしゃると思います。その際に同じフレーム、商品券という扱いですので、町民も3月14日まで使うことが可能かと思うんです。事務処理上、以前、3月まで延ばせないか、使用期限を残せないかという質問に対しては、道に対する資料、資料といいますか、使用状況の報告をまとめるためには一定期間が必要なので、締め切りに間に合わせるためには2月7日ですというのが回答でした。今回このように、追加発行については3月14日までということで提案されておりますので、町民の方で今使用していない、でも2月7日までに使用したいと思っているけれども、これによって、例えば3月14日まで使えるんだということが、もし同じ扱いをされるのであれば、そのようにしていただきたいし、そのことについての周知、今お持ちの方、3月4日まで使えますよという周知をされるのかどうか。私は同じようにした方がいいと思うんですけれども、その点についてどのようにお考えか質問いたします。

○議長（猪狩一郎君） 福村課長。

○商工観光課長（福村一広君） 今回1次・2次発行分については使用期限が2月7日ということで、一応設定しております。最初に申し上げますと、1次・2次分の期限延長については、今のところ考えていないということです。というのは、一つはもうすでに換金が80%以上進んでいるという状況から、お持ちになっている残数がかなり少なくなっているということと、今回3次発行分を出すにあたって、観光協会といろいろ協議して、以前にもちょっと事務作業の関係で2月7日がタイムリミットであるとお話させていただいたと思うのですが、それは今回追加5,000冊の部分、何とかぎりぎり28日までの換金部分を申請するための事務作業を極力少なくしたいということで、2月7日の部分は期限延長しないということが条件でございます。とりあえず2月7日の分の事務処理を先にしておいて、追加部分の事務処理を極力少なくしたいということがまず念頭にありまして、今回3次発行分の予定はしていませんでしたが、非常に宿泊事業者さんの状況が悪いということもありまして、今回決断させていただいたという経過がございます。本来ですと、14日まで延長するのが一番消費者にとってもいいのかなと思いますが、ちょっと事務作業上の問題もありまして、1次・2次発行分については使用期限の延長は今のところ考えてないというところでございます。また、プレミアム商品券自体も実は3次発行分については色を変えて、若干今のものと違う形に作っておりますので、そういう状況で対応せざるを得ないというところでございます。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 今事務作業の問題がありました。それで、事務作業の締切りについては、道の補助金を受けていますということで、道に対する資料提供といいますか報告の期限があって、それを間に合わせるためには2月7日という話でしたよね。それで今、追加発行についての事務作業を抑えたいということから、今までの分については2月7日が使用期限と。それを変えないというお話ですが、私は、仮に今20%まだ未消化で、2月7日の時点で100%になれば、それはそれでいいんですけども、仮にそれだってもう若干延びちゃったとか、期限をもっと使えると思って誤解していたとか、そういうことがあり得ると思うんです。ですから、仮に2月7日を超えて使った方の分についても、積極的にPRはしないまでも、仮に2月8日になっちゃったとかいう場合についても、受け付けるというようなことはお考えにならないでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 福村課長。

○商工観光課長（福村一広君） 2月8日に過ぎちゃったよというところについては、それを認めていくと、どんどん混乱を生じてくるということと、例えば町民の中で2月8日でも使えたよという噂が独り歩きして、いや、なんで俺頑張って2月7日までに使っちゃったのにみたいに、ちょっと誤解されるようなことも生じかねないので、そこは2月7日に向けての周知をしっかりと徹底させていくということで、ある程度ご理解いただくしかないのかなと思っています。一応、今月の換金が今月末にまたありますけれども、かなり換金が進むのではないかというふうに思っておりますので、期限を過ぎてまで持っている方っていうのは本当に少ないのかなという認識ではおります。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 先ほどプレミアム商品券の色を変えるということでしたので、例えばビュープラに観光客の方が来て、それを使っていると。そばで町民の方が見ていて、あれ？商品券使っているじゃないかっていうような混乱、あるいは誤解も起こり得ると思うんです。ですからそういう意味では、今おっしゃったような追加発行についてはこういう扱いですってということが、一般町民の方にもわかるように周知していただかないと、窓口でちょっとした誤解とかトラブルがあり得ると思うので、その辺は十分徹底するというか、そういう混乱が起きないように処置をしていただきたいと思います。これは要望であります。

○議長（猪狩一郎君） 福村課長。

○商工観光課長（福村一広君） ご要望につきましては、利用できる店舗にもしっかり周知させていただいて、また、利用期限を周知する時に併せて周知できるように調整をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 木下議員。

○2番（木下裕三君） 今回、1次・2次までに関しての換金状況が結構進んでいるとありますが、まずどういった利用を、場所ですね、だったのかっていうのを伺いたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 福村課長。

○商工観光課長（福村一広君） 利用箇所については個人情報というか取り扱いの部分の店舗のあれもありますが、主にサツドラさんとかガソリン、飲食でも結構使われています。見る限りですね、数量の問題はありますけれども、満遍なく使われている感じは見た感じではしております。

○議長（猪狩一郎君） 木下議員。

○2番（木下裕三君） そうすると、今回の宿泊事業者さんへの側面からの支援ということですが、要は宿泊事業者さんで使われるようにしようとしているのか、それとも宿泊事業者さんで買って、それを町内で利用してもらおうとしているのか、もし、後者であるのなら宿泊事業者さんの支援という意味で若干弱いのかなど。それだったら、これはもうそれぞれでやられているのではないかと思いますが、宿泊事業者さんが例えば事前にお客さんへ今回いついつまで使えるこういうのがありますので、来て泊まってください、そうすれば自分のところで何冊か買えますよと。それで、30%分の還元率があるので、宿泊にまわして使ってくださいというような周知ができるんじゃないかと。しているところもあると思うんですけれども、その点どうお考えか伺いたい。

○議長（猪狩一郎君） 福村課長。

○商工観光課長（福村一広君） 今回の第3次分につきましては、もう販売箇所が宿泊施設での販売に限られておりますので、基本的には宿泊施設での利用をメインに考えております。また、宿泊施設によっては、例えばそのプレミアム商品券付の宿泊プランなどをつくってということも考えているようですので、そういった宿泊施設さんの中で利用できるものをメインとして考えていると。ただ、当然宿泊費のみで全部使いきれない場合は、町内でもお買い物できるという仕組みにしておりますので、今回はあくまでも販売箇所も宿泊施設さんに限られておりますし、宿泊施設がどのようなかたちで販売していくかは宿泊施設さんの独自性に任せていくということで考えております。

○議長（猪狩一郎君） 齊藤議員。

○5番（齊藤うめ子君） このプレミアム商品券の追加、第3弾のことを伺うんですけども、その前にですね、ここの説明にあるように、第2弾の町外向けプレミアム商品が8,675冊、この売れ行き状況ってというのはどんな具合なんでしょうか。それを一つお聞きしたいことと、それからこの第3弾として5,000冊、プレミアム商品券発行の追加分ですね、この5,000冊にした理由。この理由としてはここに書いてあるように、宿泊者の激減によって、町内の事業者を側面から支援することで、促進を図るってあるんですけども、すでに激減しているわけです。そして、果たしてこれのプレミアム商品券を、これは対象事業者が希望した事業者が申し込んだら、観光協会ですか、そこに申し込んだら委託販売という方式になるわけですね。果たしてもうすでに委託販売を希望している業者さんというのはどういう状況なのか、それを伺いたいんですけども、果たして私はこれによってどれだけの効果を、少しでもということなのかかもしれないんですけども、宿泊業者さんのどれだけの支援になるのかなという思いがあります。1月中にもう開始して、もう今月1月7日以降に開始してるわけですね。ちょっと繰り返しますが、今現在どれだけ宿泊業者さんが申し込んでいるのか、その辺のところをちょっと伺いたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 福村課長。

○商工観光課長（福村一広君） まず既存の2月7日までの期限の1次・2次分のプレミアム商品券については、すでに1月14日でほぼ完売しております。ただし、もし事前に申し込まれて、緊急事態宣言だとかGo ToキャンペーンやGo Toトラベルが停止になったことよってのキャンセルが多少出ておりますので、その部分は残数として多少残っているという状況でございます。これについてはもう期限がないので販売はしない予定であります。ほぼ1次・2次発行分についてはほぼ完売したという状況でございます。3次発行分については、今現在宿泊事業者さん希望を当初、小さい宿、1次・2次発行分も小さな事業者さんに受託販売というかたちでしてございましたけれども、再度希望を取り直して、今回は主要なホテルも含めてすべて希望をとって、今現在は19の施設から希望がございます。大手では1月末で閉めたいとかいろいろ条件もありまして、3社は辞退というか取り扱わないということを決めております。それ以外の大手と、小さな宿が12件、応募がございまして、そちらの方で販売をしていくと。現在希望の数としては3,690冊を希望されてございまして、それに今後追加もあろうということで、4,920冊程度を今のところ販売できる見込みということで考えてございまして、5,000冊としてございます。

○議長（猪狩一郎君） 齊藤議員。

○5番（齊藤うめ子君） すいません。申し訳ありません。ちょっとよく聞こえなかったところがあるんですけど、現在3,000冊ぐらいはもう希望販売しているわけですか。それと、さっきの説明、19の施設から希望があったってことで、その19の施設から何千冊とかっていう希望、それが3,000冊ですか。あと予定としては5,000冊ありますから、まだ2,000冊分残っているということで。ただ私は今の説明聞いたら、ニセコの中にはそういう宿泊施設数はもっともっとたくさんあると思うんですけども、希望者が少ないんじゃないかなということを感じます。それで現在の状況では、まだまだ激減している状況は変わらないので、今後の見通しはわかりませんが、どのくらいこれによって

効果を、支援効果を見込んでいるのかということ、ちょっとお伺いしたいんですけども。

○議長（猪狩一郎君） 福村課長。

○商工観光課長（福村一広君） 今回19の施設で3,690という数字が一応希望数としてあがっております。このあとですね、さらに追加でということがこれまでも1次・2次分でありましたので、一応4,920冊分までの最大で一応見ているというところでございます。効果については正直、参加しない宿さんからは今シーズンについてはもう難しいということで、参加もしないというところの話は聞いております。ただその中でも、やっぱりある程度こういったものがあればリピーターとかですね、その他アピールできるものがあるので、多少いいというご意見もいただいております。ただ、事業者の中にはやはりニセコ割みたいな、ちょっと大きな支援をしてほしいという要望は実際ないわけではないんですけども、予算規模からも含めるとかなり大きい額になりますので、ニセコ町として支援できるのはこの範囲かなというふうに判断して、今回5,000冊を発行したというところでございます。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 効果のお話でしたが、これまで3次分については我々予定していなかったわけですが、現在宿泊施設が相当大変だということで、私、週末に何件かおじゃましていろんな意見を聞いたりしながら、どういう対策が必要かというふうに考えて参りました。新規のお客様はほとんど、小さい宿を含めて来ていない。その中で来てくださっているのは、ニセコのこの冬を愛するリピーターの方。ところが、Go Toがあれば来られるけれども、何にもないのにということが、やっぱりものすごい大きなGo Toの成果であります。ニセコ町のこういうプレミアムがあるのなら助けに行けるとか、また泊まりに来るといって声も相当あるということ、宿泊事業者の方がおっしゃっておられまして、何とか春に向かって心をつなぐような政策を打って欲しいというのが、悲痛な実際の声であります。固定費もかかる状況の中で、家族を養っていく、そういう状況を見ると、やっぱり何とか春まで繋いでいく、そのことをしっかり行政としても応援すべきじゃないかということで、北海道の追加分の承諾も得ましたので、これについては、実際の利用というのは1次・2次と違って、私にはちょっと残るかなという気はしておりますが、何とかその頑張る気持ちを行政としても精一杯応援したいというのが率直な今回制度設計をした理由であります。ぜひともそういった困難な状況にある宿泊施設が多いと、実際それで閉めているところもあるというような経済の相当厳しい状況を何とかご理解賜ればありがたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 斉藤議員。

○5番（斉藤うめ子君） 町長の今の答弁よくわかります。でも実際には本当に厳しい状況で見通しはないんですけども、私は何よりもコロナ対策ですね、これが徹底して、もうここは本当に安全だということがわかれば、やっぱりもっと増えるんじゃないかなと。そしてPCR検査を徹底させれば、もっと効果があるんじゃないかなというふうに、直接私は関係してると思うんですけども、そういうふうに思っていますけれども、町独自でもっともっとPCR検査を、このさっきの中でもありましたけれども進めたい、一般町民に向けての検査ももっと広げていただきたいという思いがあります。

○議長（猪狩一郎君） 榊原議員。

○4番（榊原龍弥君） ちょっと話戻るんですけども、先ほど初めのほうに福村課長が答弁された内容の中で、1次・2次発行の商品券がどこで使われたかというのが、個人情報に当たるというお答えあったと思うんですけども、これが本当に個人情報に当たるのかどうかという確認が一つ。それから、それがもし個人情報に当たるとしても、統計データとして、それを何て言いますか、トレースして総括して、次の3次発行及び今後の対策に生かすべきではないのかなと思うのですが、その辺は町側で現状個人情報にあたるとして捉えている内容がデータとして生かせるような状態なのか、それから今後そういうデータをどういうふうに生かしていくか、その必要があるかどうかという、その辺のご認識についてご質問します。よろしくお願いします。

○議長（猪狩一郎君） 福村課長。

○商工観光課長（福村一広君） まず売り上げ等の情報が個人情報に当たるかどうか、私は売り上げは税情報とも直結するような内容ですので、個人情報に当たるのではないかと、企業情報の保護に当たるというふうには認識しております。ただ、当然うちの内部、観光協会と商工観光課として、例えば3次発行分についてはちょっと特殊ですので、その情報を元にして検討したわけではありませんけれども、例えば今後北海道さんからも来年度以降の、例えばプレミアム商品券の発行について、もうすでに問い合わせ等きておりますので、そういった今後の政策的なところの判断材料として、どれだけの効果があるのかということころは、観光協会と情報当然、補助事業ですので、うちが最終的にはどういう、どこにどれだけの金額を支払ったかと喚起されたかっていうところの情報は、当然得ますので、そういった情報をもとに施行後の施策にきちっと反映できるようなかたちにしていきたいと思えます。

○議長（猪狩一郎君） 榊原議員。

○4番（榊原龍弥君） 私はこの商品券がどこで使われたかということについて、議員としても町民としても非常に興味があるところであります。ですので、法的に本当に個人情報に当たるかというような部分は、きっちりと調べいただいた上で、もし開示できるものであれば開示していただきたいと思えます。なんて言いますか、税情報に絡むとは言いますが、企業の業績の公表というのは、特に株式会社では当たり前の話ですし、IR情報としての公開ということも当たり前のことだと思っておりますので、個人情報に当たるかどうかをきっちり調べいただきたいなと思えます。

○議長（猪狩一郎君） 福村課長。

○商工観光課長（福村一広君） まず個人情報に当たるかどうかについては、ちょっとうちの内部で検討させていただきますが、ただ企業の情報、自己が所有する情報を開示するというのがIRの仕組みでございまして、基本的にはその企業さんが自らの情報を自ら開示して、企業経営活動につなげていくというのが本来筋かなと思っております。行政機関が何か個人の企業の情報を開示するというのは、またちょっと違う話ではないかなというふうには認識しております。そのところは一応うちの方でも確認させていただき、しかるべき時期にまたご報告させていただきたいと思えます。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 今回発行したプレミアム商品券がどこでどれだけ使われたかというのは、消

費者動向という面で、住民の皆さんの暮らしを計る上では大変重要な情報であります。聞いていて、私は議論が噛み合っていない感じがちょっとしたのですが、どこどこ商店という個人名で何枚という公表は控えたいと思っています。ただ小売店全体でどのくらい使われているのか、大型商店でどのくらい使われているのか、ホテル、飲食店でという産業別分類はきちっと出ますし、それは統計資料として大変重要だというふうに思っていますので、それは公開することは当然であります。内部のいろいろな分析をするには、今後のこともありまして、非常に重要な分析になると思いますので、それはきちっと整理をして、お出しするようにしたいなと思っています。

○議長（猪狩一郎君） 榊原議員。

○4番（榊原龍弥君） 町長がおっしゃる内容も福村課長がおっしゃる内容も、非常によくわかるんですけれども、特に自分で公開するというのではなくて、どこまで個人商店とか会社名まで公表するかっていうのは別にしても、行政として行った施策に対して、それを十分に町民が納得できるようなデータの段階を、ぎりぎりの線を出していただきたいなと思っているわけです。法に触れないまでも、ここまでしかいかないというような判断は行政の方でやっていただくとしても、法的にどこまで許されてどこまで許されていないのかという部分をしっかり知りたいなと思って質問させていただきました。また別の機会でも教えていただければと思います。

○議長（猪狩一郎君）

篠原議員。

○1番（篠原正男君） 基本的な点からまずお伺いいたしますが、現行のコロナウイルスの、いわゆる感染拡大が止まらない状況にある中で、国や北海道では、それぞれ非常事態宣言を出されていたり、それに準ずる取り扱いをされていたりということで、いわゆる不要不急の外出を自粛してくださいというような訴えを強くメッセージとして発信されております。そのなかで、一つはニセコ町内のいわゆる観光の入り込み状態が、肌感覚としては極端に落ちているというのは重々わかりますし、私も何回かスキー場や宿泊施設を訪れたこともございますが、やっぱり少ないというのは十分わかります。行政としてどの程度落ち込んでいるとか、スキー客の状況はどうなんだという具体的な数字を押さえておられると思いますので、それをお知らせいただきたいということと、冒頭申し上げました、いわゆる自粛というキーワードに対して、町としてはプレミアム商品券、額としては少ないわけでございますけれども、いわゆる経済を回そうというような観点から、呼び込み的な作用を伴うものというふうに考えます。このいわゆる自粛と呼び込み、観光客を誘致するというあたりも、その作用の是非といいますか、まとめればいいという問題ではないと思いますが、その是非についてどのように検討されたのかというあたりをお知らせいただきたいと思います。

それから、今回の説明補足資料の中にあります文中で、対象者に関しては宿泊者を中心に販売すると。これ、中心に販売するというのは、具体的にどういうことなのか、それについてもお伺いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 福村課長。

○商工観光課長（福村一広君） まず町内の入り込みの状況でございますが、数字的にはまだ12月末までの数字しか押さえていない部分もございましたし、スキー場の部分についてはまだシーズンが

12月に始まって1月末がきていないものですから、数字的なものは押さえておりません。ただ、宿泊施設に関しては、12月末で最大落ち込んでいるところが稼働率で約70%マイナス。いいところでも35%マイナスぐらいの状況でございます。1月以降の予約状況も聞いたところ、これはあくまでも数字ではまた来月にならないとわからないのですけれども、1月がさらに落ち込んでおまして、ある中堅のホテルですけれど平日20、30人の宿泊だと。土日でも100人に満たないぐらいの宿泊数だというふうに昨日聞いております。2月以降についてはほぼ稼働率が1桁台から2桁台前半ぐらいというような話は、支配人連絡会の中で押さえております。これについてはまた2月の中旬に支配人連絡会ありますので、その時に数字が出てくるかと思っておりますので、またその時に時間がありましたらお知らせしたいかと思っております。スキー場についても、1月末で1回数字を各スキー場に確認したいと思っておりますが、あるスキー場さんは3月早々にでもクローズしたいというような話も来ておまして、その後の雇用についてのご相談をいただいていた状況でございます。それから、感染状況がこういう逼迫している状況のなかで、プレミアム商品券を出すべきか出さないべきか、これについてはちょっと私も悩みはしたのですが、実際に札幌割の中止だとか函館割も中止になったり、旅行関係の付随する割引について、各地でGo Toに合わせて中止しているところがほとんどです。ニセコもこれについては矛盾する部分で、逆に集客を招くような施策をとっていいのかわかっていうところも悩みましたけれども、直接的な宿泊の割引ではない点と、先ほど町長も言いましたとおり、宿泊施設が非常に逼迫しているなかで、多少なりともご支援をできるような環境づくりというのは、行政として必要なところと、宿泊施設からの要望も実際ありましたので、そういったところを総合的に勘案して、今回決断したというところでございます。

それからもう一つの宿泊施設の販売対象者の部分については、宿泊者を中心に販売するというところで、その中には町外者も含まれます。例えば宿泊しないだけけれど、町外者については宿泊施設の範疇での購入は可能としたいというところでございます。ちょっと曖昧な表現でわかりにくくて大変申し訳なかったのですが、一応そういう考えでその数にしております。

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員。

○1番（篠原正男君） 経済を若干でもまわしたいという思いは十分わかりますが、やはり問題はいわゆる町外、域外からの流入、入ることに対して、ニセコ町はコロナ対策として、そこをブロックするんだというような姿勢がやっぱり一つ必要なのではないかなというふうに考えております。それから、それに代わる経済を回すためにはどうするかというと、やはり町民が町内の施設をいかに効率的に、これは安全面での効率的を意味しますが、利用するかと。そして町民がいわゆる経済参画するという仕組みをやっぱりとるべきではないのかなというふうに思っております。これはコロナ対策の最初のほうの動きの中でも私は質問したと思っております。いわゆる町外ではなくて、町内の町民を対象にやっぱり宿泊施設に泊まってもらう、利用してもらう、そういうような回し方というのはできなかったのかどうかというあたりについて、再度ご質問をしたいと思います。

それから、先程宿泊事業者を中心にという中心の考え方については、いわゆる宿泊者ということで、それ以外は含まないということの確認でよろしいでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 福村課長。

○商工観光課長（福村一広君） 篠原議員のおっしゃることはよくわかります。それで本来は移動制限をして町内、できるだけコロナは持ち込まないというのがベストではないかというふうに私も思います。しかし一方で10月に飲食宿泊券、少ないですけども発行したなかで、ほぼ町内の人が宿泊に使うということはありませんでしたので、そのことから考えても町内の人が宿泊施設に泊まるというのはなかなか難しいと認識はしております。そのなかで、宿泊施設を支援するという観点から、やむを得ず今回のプレミアム商品券を発行するに至ったという経過でございますので、確かに集客することはあまりよくないのですが、ただ、ある程度の集客数はやっぱり回さないと、宿泊施設が疲弊してまいりますので、そこは何とか避けたいという商工観光課としての考えで、こういう取り組みをさせていただいたという経過でございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

それから中心にということところはちょっと曖昧で申し訳なかったのですが、基本的には宿泊者をメインに売りますので、町外者で買いたいという方がいれば宿泊施設で買うことができます。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ニセコに来られる皆さんは入浴は月額とか、回数券など温泉入浴の利用券等の利用もありますので、こういった温泉客は安定的に、三密にならない程度に増やしたいという思いは私どもも持っております。それとスキー場は今、ゴンドラの乗車を含めて、本当に三密対策をしっかりやられておまして、ゴンドラの乗り場・売り場にも手洗い等の物を置いたり、かなり厳格なことをやっております。スキー場は一定程度、そんな混雑しない程度であれば、私は三密を避けながら、皆さんが健康で、自然を享受する大切な場所だと思っておりますので、安定的にやっぱりスキー場には来てほしいと、そのためには一定程度、少ないながらも、宿泊客にも来ていただければと思い、現在、こういう制度を作っているわけでありまして、明確に北海道で緊急事態宣言が出ているわけではありませんので、ブロックする、一切来ないでというのは、現状では適合しないのではないかなと率直に考えております。町民が利用する施策というのは、篠原議員おっしゃるとおり、そういう制度設計ができれば素晴らしいと思いますので、もし具体的にこういうものということがあればご教示賜ればありがたいなと思います。

我々もどういふことをやれば次に繋がるのか、今年の正月も絶望して、自分の人生を失うような人が出ないようにということで、民生委員にもお願いをしまして、私と民政委員の携帯電話のホットラインを作りまして、そういう具体的に困難な方が出た場合は、きちっと対応しようということでそういう迅速な体制もつくりながら、今日を迎えていっている状況であります。我々も日々模索をしながら、コロナ禍にあって、本当に困っている人にどういふ手当が必要かというふうに考えておりますので、議員各位におかれましても具体的にこういう制度設計、あるいはここにこんなことがあるという情報があれば、ぜひともご教示賜ればありがたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

本件については討論を省略します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって承認第1号 専決処分した事件の承認について、令和2年度ニセコ町一般会計補正予算の件は承認することに決しました。

◎日程第5 議案第1号

○議長(猪狩一郎君) 日程第5、議案第1号 令和2年度ニセコ町一般会計補正予算の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長(山本契太君) それでは、日程第5、議案第1号 令和2年度ニセコ町一般会計補正予算について説明いたします。

先程と同じく、横長の議案の15ページをお開きください。議案第1号 令和2年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和2年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次の定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,514万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億989万5,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年1月26日提出、ニセコ町長 片山健也。

次のページをお開きください。第1表 歳入歳出予算補正の歳入が16ページ、歳出を17ページに載せてございます。

続きまして18ページは、一旦お飛ばしいたきまして、20ページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳入を載せてございます。次に21ページの歳出をご覧ください。今回の補正額の合計1,514万7,000円の財源については、国道支出金が1,575万2,000円、地方債が2,120万円、その他財源が404万4,000円、一般財源がマイナスの2,584万9,000円でございます。

説明の都合上、歳出からご説明をいたします。28ページをご覧ください。28ページの2款総務費、1項総務管理費、4目基金積立費、24節積立金のふるさとづくり基金積立金354万4,000円は、当初の見込み以上にふるさとづくり寄付をお受けしたことから、その同額をふるさとづくり基金に積み立てるための補正ということでございます。

その下、6目企画費、7節報償費のふるさとづくり寄付金返礼150万円、これについては当初の見込

み以上に、同じくふるさとづくり寄付をお受けし、気持ちの品返礼に要する費用が不足するということから補正するものでございます。

22目新型コロナウイルス特別対策費、10節需用費の消耗品費17万6,000円は新型コロナウイルス感染拡大を防止する観点から、役場職員用の抗原検査キットを既存予算で購入しました。その購入費用について増額補正ということで、今回補正するものでございます。その下、18節負担金補助及び交付金のニセコ福祉会補助15万4,000円。これにつきましては、新型コロナウイルス感染拡大を防止する観点から、高齢者介護施設で実施するPCR検査費用について、施設を運営するニセコ福祉会に支援を行うということとしたため、補正をするものでございます。その下、観光回復イベント開催経費補助のマイナス1,000万円、これについては、観光回復イベント開催経費補助について、地域事業者が企画提案する観光イベントを支援し、地域再生を図ることを目的としていましたが、新型コロナウイルスが感染拡大する中で、イベントを開催することによる感染リスクが高まる恐れがあるということから、本事業の実施を取り止め、他の事業に充当するというための減額補正でございます。その下、第3セクター経営維持給付金の996万2,000円、これにつきましては、新型コロナウイルスの感染拡大により、第3セクターの経営に多大な影響を与えたことから、該当する事業者、きらっとニセコ及びニセコリゾート観光協会でございますが、これに対して今後も事業が継続できるよう給付金を補正するものでございます。なお、経営維持給付金の算定につきましては、損益計算書から固定費、これは通信費と保険料、それから光熱費、リース料でございますが、これの30%相当額として、きらっとニセコに562万6,000円、ニセコリゾート観光協会に81万2,000円。それから新型コロナウイルス対策給付金として、きらっとニセコに45万円、ニセコリゾート観光協会に30万円、その他旅行業支援金として、前年度及び今年度の旅行業収入から、ニセコリゾート観光協会に277万4,000円を給付いたします。これらによる給付総額は、きらっとニセコで607万6,000円、ニセコリゾート観光協会で388万6,000円となっています。なお、このほか事業の総詳細につきましては、先程同様大きな文字で補正資料と書いた資料の2ページを後程ご参照いただきたく存じます。

それから、29ページでございます。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、19節扶助費の介護給付等給付費766万8,000円。これにつきましては、障害福祉サービスを利用される方が増え、給付費が不足するため補正をするものでございます。財源として、障害者給付費負担金を充当いたします。

その下、2目老人福祉費、18節負担金補助及び交付金の広域連合負担金12万2,000円につきましては、令和元年度の介護認定審査件数が当初見込みより増えまして、負担金が不足するというための補正でございます。

続きまして、2項児童福祉費、1目児童措置費、19節扶助費の児童手当94万5,000円、これにつきましては、児童手当の対象者が増え、給付費が不足するため補正するものでございます。財源として児童手当負担金を充当いたします。

その下、2目児童福祉施設費、17節備品購入費の一般備品23万7,000円、これは子ども・子育て支援交付金の新型コロナウイルス感染症対策事業において、ニセコこども館の感染防止備品が充当できる見込みとなったことから、加湿空気清浄機3台分の購入費を補正するものです。財源として子ども・

子育て支援交付金、国費が3分の1、道費が3分の1でございますが、これを充当いたします。

続きまして30ページ。7款1項商工費、2目観光費、18節負担金補助及び交付金のシーニックナイト事業補助45万円でございます。例年1月下旬から2月上旬にかけて実施するシーニック事業について、毎年やっています焼肉の集客というのは行わずに、雪像づくりやキャンドルの点灯と、それから、花火の打ち上げのみを実施することとしましたが、新型コロナウイルスの影響により、町内事業者からの協賛金や焼肉等の販売収入が見込めないという状況となっております、地域のにぎわいづくり支援として補助金を支援するための補正を行うものでございます。

次、31ページをご覧ください。10款教育費、6項社会教育費、2目有島記念館費、10節需用費の消耗品費15万円でございます。令和2年12月にニセコエクスプレスを収蔵車庫に格納し、格納後には車両が動き出さないよう車輪止めを設置していますが、さらなる安全対策として必要となったワイヤーケーブルや金具などを既存予算で購入をしており、4月臨時議会で補正措置した展示用パネル等の消耗品費に不足が生じる見込みとなったことから補正するものでございます。なお、今回の安全防止に要する費用は、財源として企業版ふるさと納税を充当いたします。続きまして、その下17節の備品購入費の一般備品の23万9,000円については、ニセコ鉄道遺産群の見学者が楽しめる記念撮影用グッズといたしまして、子ども用の鉄道制服や帽子を、それから収蔵車両等を洗浄するための管理用備品として、高圧洗浄機やタンク等の購入費用を補正するものでございます。こちらにつきましても、財源は企業版ふるさと納税を充当するというところでございます。

続きまして、歳入を説明いたします。22ページをご覧くださいと存じます。15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、2節児童手当負担金、この72万6,000円の計上は、児童手当の対象者が増え給付の財源となる国庫負担金の増加分を補正するというものでございます。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,284万6,000円は、同交付金の1次・2次分として、これまで2億3,551万1,000円の補正計上をしておりましたが、3次分の配当額が把握できる状況となったことから補正するものでございます。なお、今回の3次分の配当とは、この度の感染症対応地方創生臨時交付金事業とは別の国費補助で実施事業を実施するものでございまして、例えば有島記念館の空調工事などがそれにあたりますが、実施するものでございまして、その際発生する地方負担分、いわゆる補助裏といえますけれども、その地方負担分を今回の感染症対応地方創生臨時交付金で補填し、自治体の負担を少なくすることで感染症対策を推進するという制度によるものでございます。また、ここで言う3次配当分、今回の1,200なにかという部分でございますが、これは新たなコロナ対策として今後配当される予定の国の3次補正1.5兆円分は含まないものということでございます。

続きまして、2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金の子ども・子育て支援交付金7万8,000円でございます。これはニセコこども館における感染対策備品、加湿空気清浄機でございますが、この購入費について財源となる子ども・子育て支援交付金3分の1を補正するものでございます。

次、23ページでございます。16款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金、1節社会福祉費負担金の障害者給付費負担金191万7,000円、これは障害福祉サービス利用者の増加により、障害者介護給付費について財源となる道負担の増額を補正するものです。なお国庫負担分については、年度内の

収入が見込めないため令和3年度当初予算に計上するという予定でございます。その下、児童手当負担金の10万7,000円。これは児童手当の対象者が増え、給付費の増加によって、財源となる道負担金の増額を補正するというものでございます。

それからその下の2項道補助金、2目民生費道補助金、2節児童福祉費補助金の子ども・子育て支援交付金7万8,000円は、先程のご説明同様でございますけれども、ニセコ子ども館における加湿空気清浄機の購入に合わせて、財源となる交付金3分の1を先程の国庫補助と合わせまして、こちらは道補助分として補正するというものでございます。

次のページをお開きください。24ページでございます。18款1項寄付金、2目指定寄付金、2節ふるさとづくり寄付金の354万4,000円は、当初予算の見込み以上にふるさとづくり寄付をお受けしたことから補正するものです。その下の企業版ふるさとづくり寄付金50万円については、本町で今年度から実施している企業版ふるさと納税について、ニセコエクスプレスの保管・展示に係る事業に賛同が得られ、札幌市に所在しております株式会社宮坂商店から、50万円の寄付をお受けできる見込みとなったことから補正するというものでございます。

続きまして、25ページ、19款繰入金1項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金のマイナス2,200万円。新型コロナウイルス緊急対策事業の財源補填として、これまで財政調整基金繰入金計8,000万円の予算措置をしてきましたが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の3次分の充当や、それから既存交付金充当事業の再検討によりまして、過疎債への財源振替を行ったことにより、今回の歳出補正を差し引いても2,200万円が減額補正できる見込みとなりましたことから、補正計上するものでございます。このことにより、今回の補正予算を含む新型コロナウイルス緊急対策事業に係る財政調整基金繰入金総額は5,800万円となります。

続きまして26ページでございます。20款1項1目繰越金、1節前年度繰越金のマイナス384万9,000円。これは歳入歳出の均衡を図るための補正ということでございますが、今一度26ページの表をご覧くださいなのですが、今回、前年度繰越金をマイナス384万9,000円としたということですが、前年度繰越金が現在残高でいくらかということがここに書いてございますが、補正の前の額、今回の補正でマイナス384万9,000円、そして計ということで、現在の前年度繰越金は1億5,273万8,000円となっているということでございます。

それから、27ページでございます。22款1項町債、6目教育債、3節社会教育債の有島記念館施設改修事業債2,120万円。これは新型コロナウイルス感染症対策や展示品の適切な管理・保全を図る観点から、有島記念館における空調設備改修や、加湿除湿装置を新設するための費用について、財源として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当する予定でございましたが、先程ちよつとご説明しましたけれども、起債の2次協議において、過疎債が充当できるという見込みとなったことから補正するものでございます。

ここで一度18ページにお戻りいただきまして、第2表 地方債補正の説明をさせていただきます。今ほど歳入で説明いたしました起債の有島記念館施設改修事業について、限度額2,120万円を追加補正する内容ということでございます。起債の方式、それから利率、償還の方法については掲載しておりでございます。なお、地方税の現在高の見込みに関する調書を最後のページの32ページに掲載し

てございますので、こちらの方も後程ご覧いただければと存じます。

失礼しました。誤りを訂正させていただきます。26ページです。先程の繰り越しの財源、繰越金の説明をさせていただきましたが、あれはあくまで予算額ということでございまして、説明するには適切な数字ではございません。前年度繰越金というのは、現在1億8,553万1,279円。こちらが今現在の繰越金の残高ということで、ご承知置きいただければと存じます。

議案第1号についての説明は以上ですが、補正予算の枠組みにつきましては、別紙の補正予算、資料のNo.2をご参照いただきたいと思います。と存じます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、議事の都合により、11時35分まで休憩いたします。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時34分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、副町長から先程の補正予算の説明で、発言訂正の申し出がありますので、これを許します。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） 先程のご説明の中での訂正をさせていただきたいと存じます。

26ページをお開きいただきたいと思います。参考までにお知らせしましょうという意図で、現在の前年度繰越金の残高ということをお知らせ申し上げましたが、間違っておりましたので再度お知らせをいたします。繰越金の令和2年度の残高につきましては、令和元年度から令和2年度に向かいまして、1億8,553万1,000円を繰り越しています。まず、令和元年から令和2年にあたりまして1億8,553万1,000円を繰り越しております。そのうち、この26ページ、今回の補正を経た後となりますと、1億5,273万8,000円、ここに書いてあるとおり、この分を先程申し上げました繰越金から、この部分が予算化されているということになりますので、先程申し上げました1億8,000万なにかしから1億5,200万なにかしを差し引いた3,279万3,000円、これが現在の繰越金の残、留保額ということになります。3,279万3,000円が現在の繰越金の留保額になるということでございます。参考までにお知らせする数字ということで訂正をさせていただきたいと存じます。失礼いたしました。

○議長（猪狩一郎君） これより、議案第1号 令和2年度ニセコ町一般会計補正予算の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

斉藤議員。

○5番（斉藤うめ子君） 28ページの新型コロナウイルス特別対策費の件でお伺いします。この補正予算の資料の中でもあるんですけども、PCR検査の件なんですけれども、高齢者施設とか役場職員に検査する費用を補正計上してるんですけども、確かにこのPCR検査、お金かかる、現在費用かかるんですけども、これ全体に特別対策費の中で、イベントを中止したことで1,000万円の減額

になったりしてるんですけれども、私が申し上げたいのは、単純にもう少しこのPCR検査をもうちょっと広げられないかということなんです。先程町長から大変お金がかかることだし、これはもっと大きい保健所のある北海道がやることじゃないかということでもちょっとお話があったんですけれども、実際にニセコ町の小さな自治体で、今言ったような高齢者施設とか、役場職員には実施するわけですけれども、もう少し、なかなか個人で不安を抱えていたりいろんなことがあっても、PCR検査は簡単には受けられない状況なんですけれども、高齢者とか、疑いがあるなかなか病院で受けられないとか、非常に不安を抱えますのでね、もう少し広げることができないかという質問です。

○議長（猪狩一郎君） 阿部課長。

○総務課長（阿部信幸君） 町民全体へのPCR検査の件でのご質問かと存じますが、消耗品で職員に対する検査の補正させていただいた部分について、私の方からご説明させていただきたいと思えます。これは役場職員の抗原検査のキットの購入ということで、PCR検査とまたちょっと違ったものでございますけれども、道外に出張する職員に対して、行く前と帰ってきた後に検査をするという予定で購入したものでございます。常時職員がこの抗原検査キットを使っての検査をするというものではございません。20回分の2箱、40回分の検査キットを購入させていただいているものでございます。

○議長（猪狩一郎君） 桜井保健福祉課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） 私の方からは高齢者の方のPCR検査について説明させていただきたいと思えます。去年12月の議会の中でも一般質問でありました、高齢者施設についての対応について調整中であるという部分につきまして、PCR検査キット、それからチケットの購入で10回分、それと抗原検査キットにつきまして10回分、これらをニセコ福祉会の方で購入しておりまして、それに対する財政支援ということで今回補助金15万4,000円を計上しているところでございます。また、町がその経費を負担するという部分につきましても、前回12月の議会で答弁しているとおりで、基本的には今非常に検査、民間でも多く検査機関も増えてきておりますし、その部分についての情報提供という部分については、お問い合わせがあった場合には、こういったところでの検査キットの販売ですとか、施設がありますよというようなところを、情報提供していくようなかたちになるのかなというふうに考えてございます。

○議長（猪狩一郎君） 斉藤議員。

○5番（斉藤うめ子君） 今のご説明で、要するに役場職員全員受けるわけではないということによるしいわけですね。ただちょっと繰り返しになるかもしれませんが、この感染特別対策費でいろんなイベントが中止したことがあって、減額したとかいろんなことであるわけですから、私が申し上げてるのは町民全部って言うわけじゃなくて、不安を抱えてる方、町内にもいらっしゃるの、もう少し広げることはその調整で広げることはできないかという質問なんですけれども。それにもう1回お答えいただきたいと思えます。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 潜在的な陽性者を発見して実態把握する意味では、PCR検査というのは幅広くやるべきだと私も考えています。しかし、それは保健所も設置しない小さな町がそれぞれやるよ

うな状況ではありませんし、そもそも財源的には国がこういった感染予防はするという日本のそういう制度設計になりますので、そういう、やっぱり所管するところがすべきものというふうに考えております。ただ、これまでも道内の自治体でも役場等で発生した場合は、当然役場職員全員にしたり、学校施設にしたりというのは、各自治体で実際、濃厚接触でない方については各自治体でやるということはやっておりますが、こういった状況にないなかで、幅広くというのほどにボーダーラインを引くんですかということも当然ありますし、不安を抱えている方は相当数私はおられるというふうに思います。やはりそれは医師の健診を受け、保健所が設置するという現在のそういう国の方針で動いておりますので、その国の方針に従って、我々のこういった作業をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） 齊藤議員。

○5番（齊藤うめ子君） もう少しちょっとお聞きしたいことは、先程桜井課長から情報提供をしてるっていうお話だったんですけども、これまで町内でそういう役場に問い合わせとか、そういうことは何件ぐらいあったのかお聞きしたいんですけども。町民の皆さん、受けたいけれどもどこでどうしたらいいのとか、それからそういう方法を、非常にわからないというか、すぐ病院に行ってもなかなかまず病院に行くこと自体が、自宅待機してくださいとか、様子みてくださいとかって言われて、行けない方もいらっしゃると思うので、その辺のところもう一度伺いたいんですけど。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） まず、心配なのでPCR検査を受けたいといった問い合わせはございません。発熱があったらどうしたらいいのというようなお問い合わせは数件ございました。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） ただいまの質問との関連がございます。先程ご説明がありましたけれども、抗原検査あるいはPCR検査についての手順というかシステムは、先程キットを買ってあるということではありましたが、それを具体的にはどのように使って、どのような結果を誰がどう判断するのかということがございます。それから福祉会に対する説明については10回分の切符ですか。それからPCRの10回分、それから抗原検査の10回分というご説明だったと思うのですが、例えばこれは高齢者施設職員が何人いらっしゃって、検査頻度ですね、例えば月1回やりますとか、そういうような、決め事っていいですか、ルールというかそういうものがシステム的に確認されているのかどうか。それから、万が一感染者がいた場合の処置の問題。今全国的には受け入れベッド数が非常になくて、自宅で療養してくださいということが起きておりますけれども、万が一、感染者がいた場合の対処など、全体のシステムについて追加のご説明をいただきたいと思います。

それから2項目であります。29ページの先程のご説明で、それぞれ介護給付等の給付、それから後志広域連合の負担金、それから児童手当の増額ということで、それぞれ利用者・対象者が増えて、このように増額しなければいけないというご説明がありました。この増えた要因といいますか、もともと当初予算で想定していた人数があるわけですけども、対象者が増えたということですが、その増えた理由、要因について追加説明をお願いしたいと思います。そのうちですね、介護給付等の給付が増えているということと、これは利用者が増えたというお話ですが、要因について今お尋ねしたわ

けですが、例えばその中にですね、今回のコロナ対策ということでいろんなところに出かけなくなっている、例えば病院にも行かなくなっているとか、できるだけ外に出ないようにしているとか、そういう自粛生活といいますか巣ごもり生活というか、そういうことが影響しているのかどうか、もしわかればご説明をいただきたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） まず1点目のニセコ福祉会への補助の内容でございますけれども、もう1回確認します。PCR検査のキット、これが6回分、それと検査チケット。これは要するに何を言っているかという、ニセコ福祉会でキットを用意するのではなくて、検体を東京の検査センターに送るとその権利、だから例えば、福祉会が4回分契約しましたよっていったら、それを利用する方が日本のどこにいてもいいんです。例えば東京にいる人に送ってその人が検体を送るというもの、いわゆるチケットですね。それが4回分。それと抗原検査、これはキットです。これを10回分という内訳になってございます。これの使用方法ルールにつきましてはですね、福祉会の方でルールを決めてやっているということで、あそこに働いている職員が定期的に全員を行うというものではございません。

続きまして2点目の社会福祉民生費のほうの増減の部分についてでございます。まず1目社会福祉総務費の介護給付費の増額でございますが、これは障害者の介護給付費ですので、コロナの影響で外出ができなくなったということではないというふうに考えてございます。なぜ障害になったのかというところにつきましては、これはちょっと判明する理由ではないので、障害の方、新たに利用する方が増えたことによって、給付費が増えたというご理解をいただければいいのかなと思ってございます。それと児童手当の部分につきましても、当初予算、正直ぎりぎりの数で見込んでいるところで、実際には転入あるいは出生が増えたということになるかと思っておりますけれども、具体的な数字はちょっとうちのほうで把握してございませんので、総額として今これだけの支給対象が増えたというように捉えているところでございます。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 先程チケットですね、これ4回分で抗原検査キットが10回分ということでありましてけれども、いろいろコロナ対策で大きな問題になっております。検査の遅れといいますか、対象は非常に狭い、なかなか数が増えていかないと。一方やはりいろんな医療関係者、あるいは、場合によってはノーベル賞学者の数名が提案している中に、やはり検査回数を増やしていくと。その中で特に社会的検査と言われている高齢者が感染した場合、重症化しやすいということから、高齢者施設の職員については定期的に、例えば月1回ということを経験していくと。1回検査して終わりじゃなくて、継続していくってことなどが議論されております。現に、そういうことに取り組んでいる自治体は比較的規模の大きい自治体ではありますけれども、そういう自治体もございまして。そういう意味では、福祉会においても対象職員は全員にして、できれば定期的な検査をやることによって、万が一感染しても、高齢者、すぐ対処できると、そういう体制を作ることは非常に重要だと思っております。町長が回答されたように、前回の一般質問でも同じような回答でございましたけれども、基本的には国あるいは北海道が、そういった体制なり、システムを作るべきであるというお話はわかるんですけれ

ども、それを当然要望していく、あるいは国会なり道議会の場で議論していただくと同時に、やはりこの一番住民に近いところの自治体として何らかの努力をもう少し広げていくという努力をしていただきたいというふうに思うわけですが、いかがお考えでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） まず、施設職員が定期的にPCR検査を実施すべきというご意見かと思いますが、そもそも検査を受ければ感染するような行動をとってもいいということではないところを、福祉会の中ではよく検討されているようです。なので、まず第一原則、感染しないために札幌へ不要不急の外出はしないなどの措置をとるのがまず第一というところの対応をとっております。なおかつそれを超えて、どうしても町外へ行かなければならない方に対しての予備的な対応として、検査を実施するというような体制を組んでいるというところですので、まず定期的に検査を実施するというよりも感染しないための方策を第一次的にとっているというのが現状かと思います。その部分に対して、町はその福祉会の趣旨に沿った支援、まず今回の補助金、このキットの購入について支援するというところが現状となっているところでございます。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） これまでも福祉会含めて介護施設等につきましては、町としてできることは精一杯やりますというメッセージは伝えさせていただいて、その中でこういうことをやりたいということにつきまして、今回提案されたような体制をとってきておりますので、町としても今できる努力としては一生懸命やっているというふうに思います。具体的に広くと言われましても、これは観光施設だって皆さんやっぱり大変な思いで今緊張感の中でやられています。飲食店も同じです。それぞれの場所ではそれぞれの事情の中で精一杯今やられていると思います。そうすると、行政でボーダーラインをどこかに引くということ自体が、現状では相当ハードルが高いというふうに思います。今後とも保健所の指導を受けながら、要望を含めた感染対策をとっていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 先程私の質問した中で、その結果仮に感染者が出た場合の対応策についてちょっと答弁がなかったかと思うんですけれども、改めてご質問いたします。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） 陽性者が出た場合は、保健所の指示に従うというルールになってございます。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 公共的な機関、私ども役場であつたり関連するところにつきましては対応マニュアル作っておりまして、この場合はこういうふうに、例えば移転するとか、除染はどうするというのは、それに基づいて作業を進めます。それ以外につきましては、基本的には保健所からこういう指示がそれぞれありますので、指示に沿って行っていきます。ただPCR検査につきましては、濃厚接触者については保健所のほうで検査をするけれども、それ以外は検査をしないということですので、先程ちょっと一部話をさせていただきましたけど、それは住民の皆さんの不安を取り除くた

めに、役場で発生した場合は大体の役場は職員全員をやって開庁していると。その間につきましては、安全策上一時閉鎖をして、重要な部分だけ外でやると。ニセコ町役場の場合は町民センターで代替的に行うということで、そういった段取りのマニュアルは何回も会議の中で確認をして作っておりますので、それに基づいて対応させていただきたいと考えております。

○議長（猪狩一郎君） 木下議員。

○2番（木下裕三君） 2点質問させていただきます。1点が24ページの歳入のところ、企業版ふるさと寄付金で50万あったということで、宮坂商店さんですね、非常にありがたいことだなと思うんですが、この寄付に至ったきっかけみたいなのを教えていただければと思います。

それともう1点、28ページ、22目の新型コロナウイルス特別対策費の第3セクター経営維持給付金、約1,000万弱、こちらキラットとニセコリゾート観光協会へということなんですが、もちろん今回の件で大幅な赤字の見込みを立てた上でのということだと思います。どのくらいの額の赤字額、決算の見込みを立てているのか伺いたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 福村課長。

○商工観光課長（福村一広君） 今回の赤字見込み額ですけれども、株式会社キラットが735万2,911円の赤字を見込んでおります。観光協会のほうにつきましては、509万659円の3月期決算を見込んでおりまして、非常に厳しい状況になっているかと思っております。

○町民学習課長（佐藤寛樹君） 寄付への経緯についてご説明したいと思っております。株式会社宮坂商店ですが、札幌市西区に所在する、業態は鉄非金属の買い入れ、車両機械解体、レール販売、鉄道を中心としたリサイクルの会社をしております。関連する部分でいきますと、鉄道車両の解体補修、それと今回ニセコエクスプレスを搬入するにあたっての移送、そういったことでJ R北海道さんといろいろ関係ある会社です。それで、この度いろいろな面でお世話になりまして、今回の企業版ふるさと納税について打診してご説明いたしました。それでニセコ町にも先程のエクスプレスの移送、それと転車台の保守、関連のですね、機器等の整備にもお手伝いしていただいているということで、制度について打診したところ、この企業版ふるさと納税の制度にのって50万円の寄付をしていただくことになっております。ふるさと納税のその部分につきましては、事業が確定してからご本人から寄贈いただくというスタイルになっていますので、この度最初に補正を出していただいている備品等の購入、それらの部分を承認していただければ、この後宮坂商店さんに来ていただいて50万円寄付していただくということになります。その後、実際に執行ということになりますので、宮坂商店さんの件につきましては、鉄道というキーワードで関係を持って、引き続きご協力関係もいただけるというようなご趣旨だったものですから、そのように話を進めさせていただいたところでございます。

○議長（猪狩一郎君） 木下議員。

○2番（木下裕三君） 第3セクターの経営維持給付金のほうについて再質問させていただきます。赤字額のところは大体のところ、ほぼほぼ今回の支援額と若干足りないけれども、良いところっているのかなとは思いますが、ただその各事業者、非常に厳しい中で、第3セクターだからといって、その支援が特別なものを受けられるっていうのは何ぞやと。そういった声多分聞かれることになろうかと思っております。そういった意味では、いろんな説明責任の部分で詳細な具体的なこういった理由でとい

うことをもうちょっと詳しく、必要なんじゃないかなと思うのですが、そこらへんの説明があればお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 福村課長。

○商工観光課長（福村一広君） まず、キラットにつきましては、5月の緊急事態宣言の時に時短の営業を要請していたり、町民限定の入館をお願いしていたりということもありまして、背景にそういったこともあったということと、それから観光協会に至っては、唯一の旅行代理店ということで全体の旅行業を仕切っているというところで、旅行業が非常に悪化したというところがメインに、そういった全体の観光協会の公共性の部分を含めて、きちっと支援していかなきゃいけないというところは説明できるかと思えます。また、第3セクターについては、株主としての町の責任も当然ありますので、そういったところの視点で支援するというところでございます。

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員。

○1番（篠原正男君） 2点お伺いをいたします。最初に28ページの新型コロナウイルス特別対策費に関する10節の需用費、消耗品費に関わってですが、職員用ということでございますが、その職員の定義というのはどこまでを指すのかということをお伺いします。それと併せて確認をさせていただきたいのですが、すでにこのキットは購入されていて、今後不足に関わる追加という認識なのか、それとも今回初めて購入するものなのか、この点をお伺いいたします。

2点目ですが、31ページの有島記念館費の17節備品購入費の 익스프레스展示等に関わっての、いわゆる制服、記念写真撮影用の制服というような理解でよろしいかどうか。それと23万9,000円とありますが、高圧洗浄機、この2点だけの備品購入なのかお伺いします。併せて、S Lとニセコ 익스프레스の展示に関わって、この後どのような管理体制を考えておられるのか、その点が分かればお伺いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 阿部課長。

○総務課長（阿部信幸課長） 28ページの消耗品のほうの部分、お答えさせていただきたいと思えます。先程申し上げましたように、常時いる職員に検査をするということではなくて、現在ですと東京、道外へ出張に行く職員が検査をするというイメージで購入したものでございます。公務で出張する職員が対象というふうに考えておまして、正職員ばかりでなくて、その中には会計年度職員ももしかしたらいるかもしれませんし、協力隊等の方達も公務としていく場合には対象として考えていきたいと思っております。それともう一つですけれども、今回初めて購入するものでございます。今まであって、それが不足して追加で購入したものではありません。今回初めて購入するものでございます。先程40セットあるというお話させていただきましたけれども、不足してくるような状況があれば、再度また追加等を考えて参りたいというふうに考えております。

○議長（猪狩一郎君） 佐藤課長。

○町民学習課長（佐藤寛樹君） 備品の内容でございますけれども、記念写真撮影用のブレザーとしまして、子どもさんということで150 c mサイズが1点と120 c mサイズが1点。それと駅長さんのスタイルをするという想定をしまして、よく展示してあるんですが、駅長風の帽子が2点。それと制服に付けるエンブレムが4点ということです。その他備品等器具等の関係ですが、高圧洗浄機ということ

で、車両を洗浄するための高圧洗浄機ということでありまして。それと水をふんだんに使えないものから、水中ポンプを使いまして、これは有島灌漑溝の水をポンプで汲み上げてタンクに入れ、そしてその水を使って洗浄するというので、基本的には自然の資源を使うというように考えてございます。それと管理の関係ですが、この度12月23日にエキスを車庫に格納することが完了したんですが、来年、コロナの関係もあると思いますが、雪解けの連休明けぐらいに展示、そういったイベント等を計画してございます。それでSLの所有者は井門さんという事業者さんですが、それとエキスを合わせまして展示、収蔵、ということで整備したいと思うんですが、管理の関係は基本的には町の部分と、あと鉄道文化協会さんもちよっと拡大するようにはしているのですが、その辺りと連携しながら維持管理をしていくと。あと鉄道遺産の収蔵という、一つ大きな物語がありますので、その分についてはケースバイケースで町も支援するという事になってございます。また、財源の活用につきましては、そういう鉄道の部分でありますと、いろいろ賛同者の合意を得るといいますか、サインを得るという趣旨もありますので、企業版ふるさと納税の部分もPRしながら財源確保を詰めて参りたいと思っております。

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員。

○1番（篠原正男君） 再度お伺いいたします。最初に、職員の範囲はいわゆるニセコ町の公務出張に関わるすべての対象者という理解でいいかどうか。いわゆるニセコ町が職務命令として出張を命じた方は、この職員に含まれるという解釈でいいかどうか。1点目。

あとですね、管理・運営に関わって、いわゆる鉄道遺産群の管理・運営に関わってなんですけど、まだ具体的にちょっと見えてこないっていうのは、この段階で制服やエンブレムや帽子等を整備しようという動きがあるなか、じゃあ具体的にどのような管理をするのだという姿が今の説明では全く見えてこない。雪解けの5月ぐらいにオープン予定だというぐらいわかるのですが、その内容についてももう少し具体的に説明をいただきたい。

○議長（猪狩一郎君） 阿部課長。

○総務課長（阿部信幸課長） 前段のご質問でございます。基本的には出張命令を町の方で出す方たち、先程申し上げましたけども、正職員というのやや広い意味での職員の方を対象にというふうに今現在考えているところでございます。

○議長（猪狩一郎君） 佐藤課長。

○町民学習課長（佐藤寛樹君） 今後の計画につきましては、鉄道遺産収蔵事業という町としての計画、教育委員会主幹になりますけれど、計画のもとに今後どのように展開するというのは先ほど申しましたように雪解けに電車の車両を展示、公開展示ということで考えております。それで具体的に公開の展示の手法ですが、まだ最終的に決めてないところはあるのですが、鉄道車両については車庫から引き出しをして、転車台、これはこないだ整備をしたのですが、電動・手動も両用ですが、それで動きの部分。それとSLについては、現在車輪を固定しているのですが、その所有者の事業者さんのご意向では車輪を動かして、同じく転車台のほうまで引き出していくと。そういうような動き、ちよっと転写台を動かす体験とかですね、そういったところで、やはり乗り物の展示の内容につきましては、動きのあるというようなものがかなり反響あります。それとその時点で、中央倉庫群の場所を

使いまして、PRの関係のそういった関連イベントも行っていきたいと思っております。管理体制につきましては、基本的には町の部分が主体となって環境整備、外構も含めて、まだまだ整備をしないとならないと思うのですが、決められた場所で有効に活用できるようなスタイルをとっていきたいと思います。あと補助といいますが、連動する部分といえますとニセコ町の鉄道文化協会の部分ですね、その部分を啓発啓蒙の関係で、一緒にリンクしながらやっていきたいというふうに考えております。それと、その他の鉄道文化協会とまた鉄道を愛好する団体とのネットワークを構築しようと考えております。そのなかで、行政があまり前面に出るわけではないのですが、やはり一定程度の資源の構築は、行政がそういう鉄道遺産の収蔵事業という観点から必要だと思いますので、そのあたりまだ熟度を出さなきゃいけない部分もあるのですが、そのような手続きで行っていきたくて考えております。

○議長（猪狩一郎君） 阿部課長。

○総務課長（阿部信幸課長） 先程の答弁のなかで、一部追加させていただきたいと思っております。先程申し上げましたとおりですが、公務の出張命令の方たちを対象にということ、正職員だとか会計年度の職員というお話させさせていただきましたけれども、各種委員さんですとか、議員の皆さんもそうなるかと思っておりますけれども、正規の旅行命令で出かける場合の方を対象にということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員。

○1番（篠原正男君） ちょっと私の質問漏れがございましてすみません。これ確認ですけれども、まず職員の検査に関わって、旅行の範囲はどこまでを想定されているのか、いわゆる北海道外を限定されて、いわゆる道外といえますと青森から沖縄までを含みますが、そこまでを全部想定されているのか、それともまた北海道内も、ある程度その状況によっては非常に危険といったら悪いですが、感染リスクが高いような地域が指定されたところがあっても、それも検査しますよという方針なのか、そこを再度お伺いいたします。

あと、管理に関わってですが、なかなかまだ煮詰まってないのかなっていうのが正直な感想です。ここで制服を作るということを決めたわけですので、じゃあその運用はどうしていくのかというのはもうでき上がっているというふうに考えざるを得ないのですが、私の言うその運営というのは、例えば毎週土日は開けるんですとか、いつからいつまでは開けるんですとか、それから職員もしくは人の配置はこうするとか、そういうあたりの整備は当然されているのかなというふうに思います。そここのところの話は、今までの説明の中では出てきていないと思っておりますので、再度お伺いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 阿部課長。

○総務課長（阿部信幸課長） 最初のほうの部分のご質問にお答えしたいと思います。道外と申し上げますのは、現在東京等の感染状況が厳しいということで、一般的に道外は東京を想定して申し上げましたが、道外・道内に関わらず、今後そういう厳しい状況になっている地域であれば、検査はしていくべきだと考えておりますので、前段道外と申し上げましたけれども、道内も含めてその辺は臨機応変に対応して参りたいと考えております。

○議長（猪狩一郎君） 佐藤課長。

○町民学習課長（佐藤寛樹君） 補足したいと思います。どのようなイベント展開を考えているかというご質問ですが、今現在考えている部分は・・・

（何事か声あり）

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員。

○1番（篠原正男君） 質問の趣旨が伝わっていないようです。私はイベント展開を聞いているわけではなくて、どのような管理体制を考えているのかという部分を聞いているんです。

○議長（猪狩一郎君） 佐藤課長、そのへんをきちんと説明してください。

○町民学習課長（佐藤寛樹君） 施設の管理は有島記念館の職員が担います。鉄道車両ですが、普段は車庫内に保管していますが、イベントを開催する時は車庫から出して公開します。イベント開催時の管理体制ですが、職員が当番制で行う予定です。

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員よろしいですか。佐藤課長、また改めて詳細をお願いします。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第1号 令和2年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決します。

本案は原案とおりに決することにご異議ありませんか。

（「意義なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（猪狩一郎君） 以上をもって、今臨時会の会議に付議された事件はすべて議了しました。

これにて令和3年第1回ニセコ町議会臨時会を閉会します。

閉会 午後12時20分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 猪 狩 一 郎 (自 署)

署 名 議 員 榎 原 龍 弥 (自 署)

署 名 議 員 斉 藤 う め 子 (自 署)